

防府市地域子育て支援拠点事業実施要綱

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内で実施する地域子育て支援拠点事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。

2 この事業は、市長が適切な事業運営が確保できると認める社会福祉法人等(以下「事業実施施設」という。)への委託により実施する。

(実施方法)

第3条 実施方法は、国が定める地域子育て支援拠点事業実施要綱第4項に掲げるものとする。

(実施手続)

第4条 実施施設等は、事業の開始に当たって、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき山口県知事へ届け出を行わなければならない。

(事業費の交付)

第5条 市長は、事業実施施設に対して、予算の範囲内において、国が子ども・子育て支援交付金要綱で定める補助基準額を事業費として交付する。

2 年度途中で事業を開始した場合及び事業を終了した場合における前項の補助基準額は、月割りで計算した額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 事業を開始する場合は、事業実施施設に対して、予算の範囲内において、国が子ども・子育て支援交付金要綱で定める補助基準額を開設準備経費として交付する。

(実績報告)

第6条 事業実施施設は、委託期間が満了したときは、速やかに市長に実績を報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 事業実施施設は、当該事業に関する帳簿及び関係書類を整備

し、事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 防府市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行し、平成28年度分から適用する。